

Inoue Yasushi's Shirobamba and "Homo Sacer" : "Concubine", "Heir", and "Storehouse"

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-06-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 斉, 金英 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/849

井上靖『しろばんば』と「ホモ・サケル」

—「妾」・「あと継ぎ」・「土蔵」—

齊 金 英

1. はじめに

『しろばんば』は昭和35年1月から37年12月にかけて『主婦の友』に連載された長編小説である。物語の主な舞台は伊豆の小さな村落湯ヶ島で、時代背景は大正初期である。テキストは前編、後編と大きく二部に分かれている。前編では、主人公である少年洪作の小学校2年生の春から3年生の秋まで、つまり母七重の妹にあたるさき子が湯ヶ島に戻ってくる時から彼女の死までが、洪作の視点を中心に、時折語り手の視点をはさみながら描かれている。後編では小学校5年生の秋から6年生の春先まで、すなわち洪作が1年年上の少女あき子に淡い恋心を抱き始めた時から、洪作を預かっていた「おぬい婆さん」が亡くなり、洪作が母親と一緒に湯ヶ島を離れていく時までが、やはりおおよそ時系列に描かれている。「時代・背景・登場人物などが昭和35年5月より11月にかけて雑誌『日本』に連載された『私の自己形成史』に記された内容と一致していることでは了解することができ」ることから、「この作品は作家井上靖の幼年期から少年期に強烈なスポットライトを当てた本格的な自伝的小説である」と目されている¹⁾。その一方で、同じ自伝的作品と見なされている『夏草冬濤』や『北の海』と比べると、「虚構性が極めて少ない作品と考えられるが」、「書かれたこと全てが、事実即しているわけではない」、「選択と構成の意識の下に再構成された」作品だという一面もある²⁾。

先行研究では、洪作と「おぬい婆さん」の関係性が特に注目されてきた。例えば、藤沢全は、「一方的にしなの側から『不倶戴天の仇敵』とか『腹黒い女』といった罵声が飛ぶ」なかで、「ぬいは脆弱な基盤の補強の手段に洪作を利用しなければならなかったのだ」³⁾と見ている。また、顧偉良は「地縁・血縁関係という自然的秩序に位置づけられた伝統的な共同体の中では、おぬいはあくまでも『よそ者』にすぎない」ゆえ、「辰之助から分与された『家』を象徴する土蔵、および洪作の身体を媒介に、心的自己同一性（アイデンティティ）を求めることによってしか村における不安定な地位を強化することができなかった」と見ている⁴⁾。

おぬいの洪作に対する執着は、彼女が自分の不安定な地位を補強するために洪作を利用しているという、語りに沿った先行研究には大いに首肯できる。だが、中心人物である洪作とおぬいの複雑な境遇や絡み合った関係性に対するテキストレベルからの検証はまだ十分とは言えない。果たしておぬいの孤立は単なる「よそ者」という「自然的秩序」によるものだろうか。また、洪作は進んでおぬいの「人質」になり、田舎の湯ヶ島に留まっている節がある一方で、都会の子供に対して明らかにコンプレックスを持っている。洪作のこの複雑な内面は何を物語っているだろうか。本稿では、先行研究を踏まえたうえで、おぬいの孤立と洪作

への執着、また、洪作の複雑な内面を、二人が起居している「土蔵」という特殊な生活環境や、「妾」と「あと継ぎ」という大正時代の典型的な人物像をめぐる法制度や立身出世の原理など社会的要因を視野に入れながら、考察してみたい。

2. 「家」・「妾」・「土蔵」

2.1. 制度で分断された「家」の内と外

おぬいは曾て芸者であった。その後洪作の曾祖父にあたる辰之助の妾になり、今は分家の養母になっている。彼女の孤立はこれらの身分と関連する当時の社会的法制度と、そのもとで形成された人々の倫理、規範意識と深く関わると思われる。

おぬいが生きた明治・大正時代、家父長制度と公娼制度により女性たちは二つの集団に分断されていた。一つは家長の下で性が管理された「家」のなかの女性たちである。もう一つは貧しいゆえに身を売る生を生きる「玄人」の女性たちである。「おぬい婆さんは、その辰之助が下田の花柳界から落籍して連れてきた女性で」、「陰になり日向になりして辰之助の面倒を見、その死後も村に居着いてしまった確り者だから、村人全部から白い眼で見られるだけのことはあったようである」(13 頁)と語られている。彼女は「家」制度の外部に位置付けられた「玄人」であった。たまたま辰之助のはからいのもとで、「家」の内部で生きる生を〈獲得〉した。しかし、村共同体にとって、「玄人」の女性を決して容易に受け入れられるものではなかった。彼らにとっておぬいは「家」の領域への〈闖入者〉でしかなかっただろう。「妾のぬい」も「本妻のしな」も、村人や「上の家」にとって血縁と地縁の乏しい「よそ者」である。だが、二人の境遇の違いが歴然である。「本妻のしな」が「みなからは大切にされていた」のと対照的に、「妾のぬい」は「上の家」の「仇敵」(15 頁)と見なされ、村人からも疎外されている。二人の女性の間の境遇の違いは「よそ者」であるゆえというより、近代日本の法制度や階層と身分の差異によるものである側面は看過できない。

まず、生い立ちから見ると、「本妻のしな」は由緒正しい「沼津藩の山本という家老の家の娘」(13 頁)で、「妾のぬい」は貧しい実家に身を売られた「花柳界から落籍」されたものと「玄人」である。二人の身分にはまず雲泥の差がある。しなは「嫁に来てから一度も台所に出たことがない」、「世間知らず」で「何もできない女」(13 頁)だが、おぬいは「陰になり日向になりして辰之助の面倒を見」た事実上の〈妻〉であった。家父長制と公娼制で女性が制度の内外に分断され、その上に妾の容認で制度の境界に生きる女性が生み出されることで、「本妻のしな」と「妾のぬい」との女性同士の「不倶戴天の仇敵」(15 頁)関係が形成されている。さらに、おぬいが村の共同体から孤立する根底には、単にしなから「夫を奪った」という理由だけではなく、「花柳界から落籍」された女に対するしなや「上の家」をはじめとする村人たちのあからさまな差別意識が存在している。たとえ辰之助と別居していた「何もできない」「本妻のしな」の代わりに、おぬいが事実上の〈妻〉として辰之助に尽くし、彼を支えたとしても、貧乏な家からの出自と花柳界に陥ったという過去が禍し、彼女は村人に「白い眼で見られ」てしまう。近代日本の法制度にもとづいた規範や倫理意識を共有している村共同体のなかで、没落したとは言え高貴な出自を持ち、家制度の保護下にいる

「本妻のしな」は明らかに有利である。妻と妾のことに關してすべての決定をしているのが辰之助であるにもかかわらず、憎まれたり、白い眼で見られたりするの、辰之助ではなく「妾のぬい」である。しかし、「白い眼で見られ」てもおぬいには湯ヶ島以外にもはや帰れる場所がなかった。

2.2. 「妾」と「ホモ・サケル」

実は、明治時代の妾関連の法制度は二転三転していた。「正妻の他に側室を持つことは明治3年に制定された『新律綱領』で蓄妾届を出せば妻と同等の二親等と認められており、その子も嫡子と同様に家督を相続する権利を与えられている」。しかし、その10年後の「明治13年(1880)この妾制度は近代国家にふさわしくないと廃止されるのだが、その後もこの因習は続き、明治31年(1898)の『萬朝報』に「蓄妾の実例」として華族や著名人の妾事情が記されている」⁵⁾。そして、「1885[明治18]年の内務省通達で、妾を戸籍に登録することが禁止され、妾の公認はなくなった。また1890[明治23]年、女性たちによって、一夫一婦建白の請願運動が全国的な規模で展開された」⁶⁾。一連の動きをまとめると、明治初年のころ、妾は二親等として「家」の一員であったが、明治13年に「蓄妾」が制度的に廃止され、明治18年に戸籍への登録が禁止された。また、明治23年からの盛んな廃妾運動のもとで、妾である女性への風当たりが厳しくなっていたことが窺える。つまり、実際、男女のジェンダー的ヒエラルキーの下で、「玄人」になる以外に経済的に自立して生きる術がなく妾にならざるを得ない女性がまだ数多く存在していた明治中後期に、妾は「家」の法的保護から排除されてしまう。廃妾の動きと盛んな男女同権運動は男女の間に存在するジェンダー的なヒエラルキーの解消の観点から見るとプラスになり、これによって、妻の権利はある程度改善されたと言える。だが、この転換期において、現実的に多く存在していた妾たちが蔑まれ、存在自体が宙吊りにされたという現実的な問題が制度的になおざりにされたことは間違いない。戸籍への登録が禁止されることは、妾が「家」制度の保護から締め出され、法制度の例外的な存在になることを意味する。特に花柳界から落籍されたおぬいの場合、公娼制と家父長制の境界線上で、廃娼運動と廃妾運動のなかで二重の差別を受けていたはずである。おぬいのような妾たちは「家」の法制度に包摂されながら同時に排除される「ホモ・サケル」的な存在に類似した生を生きることを強いられた。

ジョルジョ・アガンベンによると、「例外は、法権利においては、実定法の宙吊りという形で実定法を超越する一つの要素であり、「例外をまさしく例外として特徴づけるのは、排除されるものが、排除されるからといって規範とまったく関連をもたないわけでもない」、「それどころか、規範は、宙吊りという形で例外との関係を維持する。規範は、例外に対して自らの適用を外し、例外から身を退くことによって自らを適用する」⁷⁾。妾は家制度の内と外の不分明な境界線におかれ、「家」の内部で受ける法権利から外されながら、同時に法規範が適用される例外的な存在である。このような「法的保護の外に投げ出された臣民たちの『剥き出しの生』」が、「排除をつうじての包含」という構造が適用する「ホモ・サケルの『剥き出しの生』」に通じる⁸⁾。もともと「ホモ・サケル」とは「聖なるものであれ」という「呪いの言葉を掛けられ」、「追放され締め出された、タブー視された危険な人間である」⁹⁾

が、アガンベンはさらに次のように言っている。

ホモ・サケルの生を、あるいはまた、さまざまな点でこれに似たところのある締め出された者、平和なき者、水火の禁じられた者の生を考察してみよう。その者は、宗教的な共同体からも、あらゆる政治的な生からも排除されている。彼は、自分の種族の儀式に参加することもできないし、(破廉恥で不名誉であると宣伝されていれば) 正規の法的手続きを踏むこともできない。[……(中略)] 彼は、主権的締め出しをつねに考慮に入れ、これを避け欺くやりかたを見いださなければならない。この意味で、流謫にある者や締め出された者であれば知っているとおりの、この生ほど「政治的」な生はないのだ¹⁰⁾。

おぬいの生は「ホモ・サケル」のそれと限りなく類似している。彼女は妾として「家」の法的保護から締め出され、本来居住空間ではなく物置である土蔵に退いた「流謫」の身となっている。存命中の辰之助は彼女の唯一の庇護者として迂回的な〈救済〉措置を取った。つまり、洪作の母親の七重を分家させ、「医者を開業していた家を与えることにし、その養母としてぬいを家の籍に入れた。辰之助は妾のおぬいの晩年をそのようにして酬いてやったのであった」(13～14 頁)。しかし、辰之助の死後、おぬいの「家」における地位は「不安定極まる」(14 頁)ものになる。おぬいに辰之助の財産を相続する権利はもちろんない。彼女は養女夫婦に養ってもらうしかない。おぬいの「養母」の地位がある意味では有名無実であることを本人は自覚していたはずである。この事実は彼女と七重との口論からも垣間見える。3、4 年ぶりに七重が湯ヶ島に戻ってきてしばらく母屋で生活することになり、そこで洪作を母屋に住ませるか、土蔵に住ませるかでおぬいとの一悶着があった後、母屋に住ませることで決着がつく。だが、洪作は「おぬい婆さん」のことを気づかい、毎晩七重に内緒で土蔵に顔を出していた。これを知った七重がおぬいに問い詰める。しかし、おぬいは認めようとしな

「お気の毒ながら、わしは何も聞いとらん。おまえたの言うことなんか聞く耳は持っとらんわい」

「おまえたなんて、そんな言葉は使わんといて貰いたいわ。おまえただなんて！」

「おまえたで悪かったな。じゃ、お前さんと言うのかい」

「奥さまとおっしゃい」

「自分とこの嫁を奥さんなどと言えるかい」

「わたし、あんたを母親などと、これっぽちも思ったことないわ。村の人だって、たれも思っていない。可哀そうに思って養って上げているだけなの。それを嘘ばかしついて！嘘だけは言うのをやめなさい。これから嘘をつく、ここから出て行って貰いますよ」

「出て行け!？」

「ここはわしの家だ。おまえたが出て行くがよかんべ。ああ、怖ろしい女子じゃ。怖しや、怖しや」

(501～502 頁)

いくら「確り者」のおぬいも、「総領娘」(481頁)の七重に母親として認められていないうえに、出て行って貰うと脅されてしまう。この分家は辰之助がおぬいのために作ったもの同然であることは明らかなが、相続において男性が優先される明治民法下では、実際の家長は洪作の父捷作であると思われる。だから、おぬいは実際追い出される可能性もある「不安定極まる」境地にいる。おぬいへの差別は洪作にやさしく接している七重の妹にあたる若いさき子においても同じである。さき子は「子供の洪作にも感じられる程みごとにおぬい婆さんを無視し」(26頁)ている。「おぬいおばあちゃんが」と洪作が言いかけると、「間髪を容れず」に、「おばあちゃんじゃないの。おぬい婆さん」と彼女は「訂正した」(26頁)。「おばあちゃんであるもんですか。よその者よ」、「お家の人ではないの。何といたらいいかしら、そうね、——婆や」(27頁)と言う。おぬいの対抗措置は「三百六十五日」洪作に向かって「上の家の悪口」(10頁)を漏らすぐらいである。

おぬいは辰之助が残してくれた「本家よりも大きい家屋敷」(15頁)から退き、自ら移り住んだ土蔵は、陰鬱で鉄格子がはめられた小さな窓しかないうえに、ネズミが出没し雨漏りもする。七重が一度も寝泊まりしようとしなない窮屈な黴臭い「お裏」の物置である。そうってしまったのは、誰にも白い眼で見られる「ホモ・サケル」的な境遇ゆえではないだろうか。「人間、身の程を知らんと、ろくでもないことになる！」(46頁)と言っているおぬいは、「家」の法的保護から締め出された自分の「身の程」を知ってか知らずかわきまえた上で、土蔵に〈流されて〉来たのではないだろうか。子供である洪作はこのような土蔵暮らしに不便も劣等感も感じていないが、夏も冬も戸外で炊事をしているおぬいにはその大変さが分かっているはずである。彼女の生活は神楽に祝儀をはずむ以外は質素そのものである。食生活は味噌汁と漬物と「菜っぱの煮つけ」(21頁)などが中心で、お祝いのときだけのカレーライスも特別である。この毎日繰り返される献立について、「おぬい婆さんは食事に手をかけることが嫌いであるし、その上魚肉も牛肉も好まないの」(21頁)と語り手は説明しているが、これも土蔵暮らしの「身の程」をわきまえた食事ではないだろうか。しかし、それでも、おぬいは「上の家」に憎まれる「仇敵」である。夫を取られたからとおしなに憎まれている。「本家より大きい家屋敷を手に入れ、しかも自分たちの娘を養女としてその養母になりすまし、いまは孫の洪作まで人質に取り上げてしまっている腹黒い女」(15頁)として、文太一家にも憎まれている。しかし、おぬいは立派な母屋に住んでいるわけでもなく、むしろそれは母屋を自由に使える七重夫婦の財産になっている。それでも、妾をめぐる当時の法制度に従えば、おぬいは養母になり、辰之助の遺産と七重夫婦を頼りに老後を生きることはおろか、「家」の戸籍に入ることすら法的に許されていない。辰之助の計らいの下で、変則的に「家」の内部に身を置くことができたにすぎない。「上の家」のおぬいに対する憎しみの〈正当性〉の主な根拠は、妾を「家」の法的保護から締め出した法制度にあると言えよう。

よって、「おぬい婆さんは、洪作の家に於ける自分の不安定極まる地位をもっと確りしたものにするために、洪作の両親から洪作を人質として取り上げるといった気持ちもないではなかったに違いない」(14頁)という語り手の解釈には一理ある。確かに、結果的に老衰したおぬいの最期の面倒を七重が見た。おぬいの洪作への無類の愛情は完全に無償のものだと

いうわけではない。洪作という「大事な大事な」(494 頁)「あと継ぎ」(40 頁)は彼女と彼女を締め出そうとする「家」をつなぐ大事な存在でもあるからだ。この意味で、純粹無垢な心を持つ幼い洪作が辰之助の代わりに「おぬい婆さん」の小さな庇護者になり得たのは確かだろう。おぬいは神楽に祝儀をはずむことも、近所に洪作の賢さを自慢に触れ回ることも、「上の家」の悪口を言うのも、「家」から締め出されそうで孤立した切り詰められた窮屈な土蔵暮らしの惨めさを「つねに考慮に入れ、これを避け欺くやりかたを見いださなければならぬ」と心のどこかで感じているからではないか。

しかし、洪作への執着は両刃の剣である。これで彼女の「腹黒い女」である〈罪状〉がもう一つ増えた。実際、年老いた彼女が幼い子供の世話をすることは決して簡単なことではない。だが、彼女は炊事に洗濯に縫い物のすべてをひとりでこなし、暗い不便な土蔵暮らしのなかで洪作を「五つから育てて、丹精して肥らせた」(495 頁)。一方、七重の家にも、「上の家」にも「使用人」や「女中」がいる。「女中」を持つ七重は子供二人の面倒を見ることが困難であるからという理由で、おぬいに洪作を預けた。中流以上の家庭に大体「女中」がいた大正初期の家事労働は相当な労力がかかることであった。実際、洪作の目に映る彼女はよく「痩せた体を二つに折り曲げて」(76 頁)かいがいしく働いている。おぬいの腕が「骨と皮ばかりで」、「枯れた竹切れか何かのよう」で、「肺病」にかかったさき子のそれより、「もっと細く頼りない」のを知って、「そんなおぬい婆さんに洪作は哀れさを覚え」(280～281 頁)ている。それでも、おぬいが洪作に執着するのは、洪作は辰之助のあと継ぎであると彼女がひとりで決めているからではないか。利発な洪作をかわいがり育てることは、辰之助への愛情と感謝につながっているからだ。何かいいことがあると神棚の辰之助に報告する彼女は、孤立する中で唯一の保護者であった辰之助の後継者を育てることに自分の生きる意味と喜びを見だしていたに違いない。洪作が自分から離れていく前に死にたいと言うのも、洪作が去って行けば彼女の生きる意味もなくなってしまうからではないか。そして、彼女の洪作への愛情が辰之助に対する愛情の延長線上にあるからこそ、洪作の中学入学を目途に彼を手放す決心をしていた。洪作は辰之助の残した伊上家の大事な「あと継ぎ」として立身出世を目指すべきだからだ。

3. 立身出世と移動の特権

3.1. 「あと継ぎ」の育て方

一方、洪作も「人質」に取られたというより自ら「おぬい婆さん」との土蔵暮らしを選んでいるふしがある。その一番重要な理由はもちろんおぬいの温かい愛情である。実際、花柳界に身を売られた彼女は辰之助の妾になり、人生が救われるが、それがもう一人の女性しなの夫を奪う「加害者」になってしまうことをも意味している。彼女は周囲に「仇敵」にされたり、「腹黒い女」と見なされたり、憎まれ蔑まれる存在になっているが、「共存関係にある洪作の目に映るぬいは、淋しそうで慈悲深い『ばあちゃん』なのである」¹¹⁾。土蔵に出没している鼠に愛着を持ち、菓子を与えているのもその現れであろう。おぬいの洪作への接し方は七重のそれと明らかに違う。おぬいは保護者の上から目線ではなくどちらかと言えば奉仕

者としての愛情を感じさせる柔らかい目線で洪作に接している。従って、おぬいは洪作の絶対的な味方であり、洪作の言動に対して、基本的に認めること褒めることに徹している。洪作を守るためなら何でもやり兼ねない激しさと「おめざ」(19頁)のような子供に有効な甘やかし方とが相まって、洪作の幼い心を心地よい安心感で包み込む。

これと対照的になっているのは七重の子育て方である。七重の「総領娘」としての性格にも一因があるが、洪作が家を継ぐ長男であることを考慮しているのか、洪作への接し方は厳しさが目立つ。たとえば、豊橋駅で母を見かけた洪作がなぜか身を隠そうとし、みんなを慌てさせた末やっと見つかった場面で、おぬいは「顔全体を綻ばせ、安堵の色を満面に浮べ」たのに対して、「顔が怖く見えた」七重の「洪作、だめよ」という言葉が幼い洪作に「陰のあるものに聞え」(110頁)てしまう。また、妹の小夜子を真似した洪作の食事マナーを注意する場面でも、「小夜ちゃがそんなことしますか！お行儀が悪い」という七重の言葉が洪作に「ずいぶん不公平だと思」われ(115頁)てしまう。後継ぎだから厳しく育てなければという七重の焦りが裏目に出て、洪作に「意地悪く冷たい人間のように思え」(122頁)てしまう。七重とおぬいの洪作に接する態度は北風と太陽のようだ。実の母と別れるのが淋しいが、母から感じてしまう厳しさ、怖さ、冷たさが洪作を彼女から遠ざける。だから、七重が洪作を湯ヶ島に帰さないとおぬいと激しいやりとりをするとき、洪作は躊躇しないで「おばあちゃんと帰る」(122頁)と言う。

3.2. 「川も山も田圃も」味方

そして、もう一つ洪作におぬいとの共同生活を選ばせたものは、豊かな湯ヶ島の自然である。実際、豊橋にいた洪作は「川も山も田圃もなかった」(118頁)単調な都会生活に飽き飽きし、湯ヶ島の豊かな自然や仲間たちとの遊びを懐かしく恋しく思っている。おいしいものを食べた時も「この美味さを上の家の祖母や、さき子や、幸夫たちに知らせることができないのが残念に思われた」(121頁)。毎日学校以外の時間を友達と自然の中で過ごし、「しろばんば」が飛ぶ時刻まで思い切り遊び、家に帰ったら温かい「おぬい婆さん」が待っている。さらに、「上の家」には優しい「さき子姉ちゃん」や祖母のたねがいる。七重夫婦でとても洪作にあげられないものが湯ヶ島にある。このような意味で、洪作はおぬい一人に「人質」に取られたのではない。「上の家」の人々も、遊び仲間たちも、湯ヶ島の豊かな自然と村落共同体四季折々の行事も、これらすべてが「おぬい婆さん」に加勢して洪作を引き留めていると言える。

3.3. 約束された立身出世と移動の特権

しかし、ここで見逃せないのは、この湯ヶ島という田舎が洪作にとって持つ両義性である。自然の中での遊びが洪作の心身を癒し、親族や遊び仲間たちを含めた村落共同体が彼の精神を潤している。一方で、都会と対峙する途端、彼にコンプレックスをもたらし存在にもなってしまう。都会を旅する洪作は何度も「都会の子供たちは、どうしてこのように利口そうで、はきはきものを言うのだろうか」(123頁)と思う。洪作の周りの大人もこのように都会の子供と田舎の子供を差異化している。洪作の作文が落選したとき、受け持ちの教師が

ら衝撃的な言葉をかけられる。「綴方を出したが、最初に落ちた。町の学校の生徒とはまるで月とすっぽんだ」(400 頁)と。この言葉に傷ついた洪作も「実際に町の生徒は自分とは月とすっぽんに違いないのだ」(401 頁)と思う。

洪作は、下田の旅館の同年の少年のことを思った。沼津の“かみき”の二人の少女のことを思った。みんな自分などの持たない特別なものを持っているではないか。何事に対しても、自分などとは比較にならぬ程の速さでびしびし反応し、自分などの思いつかない気の利いた表現で自分の意見を述べている。確かに月とすっぽんなのである。(401 頁)

しかし、洪作は、このように差異化された田舎を脱出し、都会へ移動する特権を生まれたときから与えられている。彼には立身出世が約束されていたからである。「人間、身の程を知らんと、ろくでもないことになる！袴を穿いておかしくないのはこの村じゃ洪ちゃだけじゃ」(46 頁)と、「木樵の子」である光一が袴を穿いたことにおぬいが憤慨している。おぬいの言葉が象徴的であるように、曾祖父辰之助が名医で、父捷作も軍医である「家」の後継者である洪作は、周りの子供仲間の追隨を許さない、いわば特権階層だったのだ。土蔵に起居していることが村人たちにも異様に映ったと思うが、洪作は「家」を継ぐために土蔵を飛び出さなければならない運命にある。そしてその立身出世の手段は勉強であった。おぬいも洪作の立身出世を強く望んでいる。実際、洪作は小学校 2 年生から断続的に教師の個人指導を受けてきた。「洪ちゃ、われ、いつ大学へ行く？」(155 頁)と聞いてくる部落の子供たちにとっても洪作が大学に行くのは当たり前である。

おぬいの「身の程を知らんと」という言葉は、階層の間に乗り越えがたい壁があることを物語っている。これは誰よりも彼女自身が今迄の人生の中でいちばん痛切に感じてきたものではないだろうか。子供たちの未来も決して階層の呪縛から逃れられない。「高等科を一番で卒業した頭のいい」青年山口平一は、「もし家がよくて上級学校へ進むことができれば、彼はどんな素晴らしいエンジニアにも官吏にもなれるだろう」(425 頁)と教師たちから噂されるくらい優秀だった。だが、「貧しい農家の末っ子であった」(425 頁)彼の行く末は、「いかなる帰郷者より」も「みすばらしい風采をしていた」「労務者」(426 頁)だった。固定された階層間の格差が世代を超えて再生産されている現実を洪作は見ていたのである。田舎を飛び出し、都会へ移動し立身出世の夢を実現することは田舎の特権階層にしか許されていない。それ以外の多くの部落の若者は親世代の階層に見合った人生を反復するしかない。都会へ出稼ぎに行っても、底辺を生きることが待っているだけである。

洪作はひどく不公平な気がした。優れた頭脳が不当に取り扱われているような気がしてならなかった。その夜、洪作は大晦日の年越そばを上の家へ行って食べたが、その時、山口平一のことを同情をもって話した。しかし、たれもその話に乗って来なかった。

「上の家」の大人たちは「身の程知らんと」という原理をすっかり内面化し、「貧しい農家の末っ子」である山口平一が「労務者」になるのが当たり前になっていたはずである。山口

平一に同情し不公平に思う洪作の意識を通して、テキストは固定された階層間の格差を露呈している。

4. 終わりに

『しろばんば』は主に小学生洪作の眼と心に寄り添って語られているが、語り手の視点がときおり介在することにより、子供の世界ばかりではなく、大人の世界も提示されている奥行きのある作品である。連載されたのが『主婦の友』であることも意識されていたのか、「家」と子供を中心に多様な女性像が描かれている。さらに、女性たちの複雑な絡み合いの中で、明治、大正時代を背景とした女性たちのリアルな生きざまと内面が語りを通して立ち上がってくる。土蔵の中で「おぬい婆さん」と寄り添って暮らす複雑な環境の中で、洪作は他人の痛みがわかる、やさしくて強い人格を形成していく。そして、読者も深刻な気持ちにならず、洪作の心情に寄り添い安心して感動に浸れる場面が多々ある。それはおぬいやさき子をはじめとする女性たちの惜しみない愛情が洪作を包み込んでいるからではないか。「大事な大事な」「あと継ぎ」の視点に同化して読む場合、読者の郷愁が多分に引き出される効果をこのテキストが生み出している。

しかし、洪作の視点を〈脱出〉し、テキスト全体を俯瞰する場合、もっと豊かな作品世界が読者の目の前に広がる。そこでは、「本妻のしな」の夫を奪った「加害者」である「妾のぬい」が、村共同体の中で孤立し、土蔵暮らしを余儀なくされている「ホモ・サケル」的な存在である現実が浮き彫りになってくる。彼女は「上の家」から「仇敵」にされ、子供たちからも無視されている。その腹いせに、365日洪作を相手に「上の家」の悪口を言うが、「上の家の衆は料簡は狭いが、みんな根のいい人たちなんじゃ」と「自分自身に納得させる言葉を声に出して言っている」(11頁)。「根のいい人たち」がなぜおぬいを「仇敵」視するのか、この一見矛盾しているような現象の裏にこそ、近代日本の法制度により妾が締め出されていく構図が見え隠れしている。

また、伊上家の「あと継ぎ」である洪作は立身出世が約束された身分であると同時に立身出世を求められる立場にもいる。さき子が死ぬ前に「あんた、勉強するわね。他の子と違って、洪ちゃは大きくなったら大学へ行かんらん」(318頁)と、洪作にかけた言葉が象徴的である。おぬいもこれを強く意識し、「おさきのばかあま」(54頁)に「徹底的にやっつけられた」(55頁)屈辱を忍んで、彼女の助言に従い、洪作に補習を受けさせる。もちろん七重と捷作も、洪作自身も立身出世を強く望んでいる。洪作はこの湯ヶ島という田舎から飛び出し、立身出世の夢を実現できる特権階層である。だからこそ、部落の「他の子と違って」、洪作は「しろばんば」が飛ぶ田舎の風景を、記憶の中で美しい郷愁を漂わせながら再現できるのである。

註

- 1) 藤沢全「しろばんば」『国文学解釈と教材の研究』井上靖—歴史とロマン〈特集〉20号 1975年3月 99頁
- 2) 渡部芳紀「『しろばんば』」『国文学 解釈と鑑賞』井上靖の世界〈特集〉52号 1987年12月 107頁
- 3) 藤沢全 前掲「しろばんば」 101頁
- 4) 顧偉良「『しろばんば』〔前篇〕論—風景の交錯—」『言語と文芸』114号 1997年12月 213頁
- 5) 鹿田昌子「明治期における妾と女性の立場：一柳満喜子の視点から」『龍谷大学大学院国際文化研究論集』第12巻 龍谷大学大学院国際文化研究論集編集委員会 2016年5月 6～7頁
- 6) 岩見照代『ヒロインたちの百年 文学・メディア・社会における女性像の変容』學藝書林 2008年6月 19頁
- 7) ジョルジョ・アガンベン著 高桑和巳訳『ホモ・サケル 主権権力と剥き出しの生』以文社 2003年10月 28～29頁
- 8) 上村忠男「解題＝闕からの思考」前掲ジョルジョ・アガンベン著 高桑和巳訳『ホモ・サケル 主権権力と剥き出しの生』 268頁
- 9) これは1911年に発表されたファウラー「サケルという語の原初の意味」におけるホモ・サケル解釈である。(ジョルジョ・アガンベン著 高桑和巳訳 前掲『ホモ・サケル 主権権力と剥き出しの生』113～114頁)
- 10) ジョルジョ・アガンベン著 高桑和巳訳 前掲『ホモ・サケル 主権権力と剥き出しの生』 249頁
- 11) 藤沢全 前掲「しろばんば」 101頁

* 『しろばんば』の引用は新潮文庫『しろばんば』（新潮社 1965年3月）に拠った。